

答 申 第 1 3 号

平成 1 9 年 6 月 7 日

仙台市長
梅 原 克 彦 様

仙台市個人情報保護審議会
会 長 布 田 勉

仙台市個人情報保護条例第 4 1 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 18 年 12 月 15 日付け子育て第 66 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 20 号 「児童相談所の に関する相談記録の開示」の個人情報非開示決定
処分に対する異議申立て

(別紙)

答 申

(諮問第 2 0 号)

1 審議会の結論

仙台市長(以下「実施機関」という。)が、開示請求の拒否処分をしたことを取り消し、対象個人情報の特定を行い、開示、非開示の判断をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市個人情報保護条例(平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき「児童相談所の に関する相談記録」の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 18 年 10 月 5 日付で条例第 20 条の規定に基づき個人情報の存否を明らかにしないで開示請求の拒否処分をしたことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書(別添 1 - 1)、意見書(別添 1 - 2)、追加意見書(別添 1 - 3)及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

申立人の法定代理人は児童相談所より申立人を として を受けており、 時の 簿も存在している。よって申立人の開示請求に係る個人情報が児童相談所に存在していることは申立人の法定代理人にとっては明らかであるから、条例第 2 0 条には該当しない。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書(別添 2)及び口頭による説明において主張している拒否処分の主な理由は、次のとおりである。

児童福祉法に基づき児童相談所で行われる相談業務は、本人以外の者から当該本人に関しての相談・援助を求める場合が多く、本人の直接の関与なしに業務が開始されることがほとんどである。特に乳幼児期の子供は、精神発達状況が十分でなく、相談記録の存在等児童相談所との過去の関わりについての認識を明確にもち得ないと考えられる。また、本人が年少のため開示請求の是非について意思を確認することは困難である。したがって、法定代理人が本人に関する事項について事実上知っていること、知りえたことがあることをもって当然に本人に代わって開示されるものではない。また、相談記録の有無を答えただけで条例第 17 条各号に定める非開示情報を開示することとなるため、条例第 20 条の規定に基づき個人情報の存否を明らかにしないで開示請求の拒否処分を行った。

5 審議会の判断

(1) 本件対象個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、実施機関に存在すると考えられる申立人に係る相談記録に記載された情報である。

(2) 児童相談所が行う業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき設置され、相談指導業務等を行う機関である。

(3) 相談記録について

相談記録は、児童に関する相談及び指導業務を行ううえで職員が作成しているものである。

(4) 条例第 20 条の該当性について

ア 条例に基づく個人情報の開示については、本人の権利利益の保護という観点から、本人からの開示請求により、当該本人に対してその個人情報を開示することが原則である。しかし、本人自らが開示請求をすることが困難な場合もあることから、条例第 14 条第 2 項は未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求を認めている。しかしながら、同項ただし書において本人が反対の意思を表示したときは法定代理人であっても開示請求が認められない旨定められていること、さらにたとえ法定代理人であっても本人と常に利害が一致するとは限らないことを考えれば、同項本文の規定は、未成年者又は成年被後見人の開示請求については、法定代理人が代理してこれを行うことができるという趣旨であり、法定代理人に固有の開示請求権が存在することまでを定めたものと解するべきではない。申立人の法定代理人は、この点について法定代理人としての立場で固有の開示請求が行えるかのような主張をするが、本件においても、個人情報の開示請求に係る開示の是非は未成年者である申立人本人を基準に判断することが原則であると考えられる。

イ 次に本件対象個人情報の性質をみるに、当該情報は仮に存在するとすれば申立人の と深く関わる情報であると考えられ、このような個人の秘密ともいべき情報は、通常、本人が自己の意思によりその取扱いを決定したいと強く希望する情報であると判断される。また、たとえ自己に関する情報であってもこれを知ることが望まない場合もあり得る。このような個人情報は、法定代理人が開示請求をした場合、開示することにより未成年者本人の権利利益を害するおそれがあるものとして条例第 17 条第 1 項第 7 号に該当する可能性があることは否定できない。

ウ また、申立人はまだ意思能力を有さない幼児であり、本件対象個人情報についてはその存否も含め全く承知しうる状態にない。そのため、実施機関が主張するように、本件対象個人情報が実施機関に存在することを知らず、申立人本人にとって想定外の出来事であり、申立人本人の に係る何らかの特別な事情が存在することを強く推認される結果につながるものと考えられる。そして、上記イのとおり、本件対象個人情報は、極めて慎重に取り扱うべき性質の個人情報であるから、未成年者本人が当該情報の存在をその意思とは無関係に知らされるだけで、条例第 17 条第 1 項第 7 号により保護されるべき未成年者本人の権利利益を侵害する恐れがあることも否定できない。故に、本件開示請求に対しては、条例第 20 条に基づく存否応答拒否を行う

べき場合に該当すると解する余地もある。

エ しかしながら，以上のような点を考慮しつつも，本件については，条例第 20 条の規定に基づき個人情報の存否を明らかにしないで開示請求の拒否処分をしたことは妥当ではないと考えられるので，以下言及する。

(7) 申立人の意見書に添付されている書類は，申立人本人の乳児期において児童相談所との関わりが存在したことを裏付けるものであり，法定代理人にとっては，実施機関に申立人本人に係る相談記録が存在することは明白である。したがって，本件対象個人情報の開示請求に限って言えば，意思能力を持たない申立人の法定代理人による開示請求であることを考慮すれば，実施機関が条例第 20 条に基づき存否応答拒否を行うことは，形式的な判断と言わざるを得ない。

(4) 仮に申立人本人にのみ開示すべき情報があるとしても，条例第 17 条第 1 項第 7 号の該当性を判断し，これに該当する場合は非開示とすることによって申立人本人の権利利益を保護することができるものと考えられる。

(5) 結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 2 0 号)

年 月 日	内 容
平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日	・ 諮問を受けた
平成 1 9 年 2 月 2 0 日	・ 実施機関（子供未来局子供育成部児童相談所）から理由説明書を受理した ・ 異議申立人から意見書を受理した
平成 1 9 年 2 月 2 6 日 （平成 1 8 年度 第 6 回審議会）	・ 諮問の審議を行った
平成 1 9 年 3 月 1 9 日	・ 異議申立人から追加意見書を受理した
平成 1 9 年 3 月 2 6 日 （平成 1 8 年度 第 7 回審議会）	・ 実施機関（子供未来局子供育成部児童相談所）から意見を聴取した ・ 異議申立人から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
平成 1 9 年 5 月 1 1 日 （平成 1 9 年度 第 2 回審議会）	・ 諮問の審議を行った
平成 1 9 年 5 月 2 4 日 （平成 1 9 年度 第 3 回審議会）	・ 諮問の審議を行った